

時事新報

廷錄

○酒饌料を下賜せらるべき者　来る三月九日  
兩陛下御結婚二十五年の御祝典に付酒饌料を下賜せらるべき向は文武高等官（當日宮中に召されざる者）連奏任、奏任待遇者文武特任官、准判任、同待遇者（公立小學は校長）陸海空現役諸兵種佛各宗派の管長、非役の有位者及び帶勳者（當日宮中に召されざる）貴族院議員、衆議院議員、府縣令正副議長、市長、市會議員、三市の區長、町村長、紅綠藍黃四種の褒章受領者等にてて養老の典は全國高齡者八十歳以上と九十歳以上と百歳以上の區別し各金圓を贈る等なる由に承る  
以上と區別し各金圓を贈る等なる由に承る  
○内閣會議　昨日は開議の定日に付伊藤首相初め各國務大臣午前十時頃より正午過ぎまでに順次參集し首相は議事に先立ち御前に伺候し何事か上奏する處あり夫より會議を開き終りて午後四時頃夫々退出せりと  
○樞密院例會　同様も昨日は參集の定日に付東京公使官の爲めとして二十六年度の第二課補金より支出するもの昨日にて都合三回なり即ち左の如し

右三種の費額合して十一萬八千二百四十五圓五十五錢なるを以て之を三府四十二縣に割付ければ一府縣にて僅々二千六百餘圓に過ぎざるなり、二千六百餘圓の金は以て撰舉干涉費の幾分とも僕ふに足らざれば之以て撰舉干涉費に供すべしとは思はれざるも兎に角に此の取扱費の支出は人をして疑心を惹かしむる其主にも機密費と稱して四萬五千圓を第二準備金中より支出するに至ては一層疑心を高めたるが如しそうぞ此は是迄機密費なるものは大要にても支出の仕譯と誤に説明したるみとなし而して準備金を以て支拂したるものは年度經過後常議會に提出して其承諾を求むるを要すとの次第は違法及び會計法に明記しある處なを以て補記の機密費は是非とも議會の承諾を求めるべからず、其承諾を求むるの際政策は機密費なる節に特權して其支出科目的説明を避けんが故議會は何に付りて諾否の意見を定め得べきか今之を要するに機密費名を以て準備金を支出したるは今回始めてなるを以て大抵は其舊著の主意は満足せず實に滿足せざる

○舞樂曲目

る所ばかりしか時十四日（水曜日）  
日なりしとて以て該復書の報告  
も協議せんと兼じめ其旨を各  
午後一時頃より車馬を馳せて  
を始めたるも事、頗る重大に  
審査を爲したれば其後の事實  
谷子の如きは最も無心なる演  
闇に呈すべきを呈せざるべく